

令和元年度決算に係る
定期監査資料

令和2年6月

中部県税事務所

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	収入証紙取扱額調べ	5
7	現金の取扱状況	5
8	財産に関する調べ	6
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付及び使用許可調べ	6
10	借受不動産明細調べ	6
11	職員駐車場の管理状況調べ	6
12	寄附物件の受納状況調べ	6
13	備品の処分状況調べ	6
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	6
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
15	収入未済額調べ	7
	(1) 県税未収金	
	(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係)	
	(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)	
16	未収金回収促進のための取組状況	9
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
17	不納欠損処分調べ	11
17-2	延滞金の処理	13
○	意見、要望等	14

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和2年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	
定員	19	17					19	17	
現員	() 19	() 17	()	()	()	()	() 19	() 17	
過不足(△)	0	0					0	0	
臨時職員	0	0					0	0	
非常勤職員	0	4					0	4	
会計年度 任用職員	4	0					4	0	一般事務4

4 役付職員の調べ

(令和2年6月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	信田 義実	2	2	
副所長 兼収税課長	生林 康範	2	2	出納員
課税課長	中本 伊知郎	0	2	
収税課課長補佐	西尾 洋	1	2	
収税課課長補佐	町 鉄男	0	2	
課税課課長補佐	(兼) 穴戸 裕康	4	2	東部県税事務所 西部県税事務所

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳																																						
		国庫支出金	その他	一般財源																																				
県税収入の確保	—																																							
鳥取元気プロジェクト	—																																							
元気づくり総合戦略	—																																							
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>厳しい財政状況が続く中、県税は貴重な自主財源であることから、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の信頼と協力のもと、県税収入を最大限確保すること。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>① 早期に滞納整理を開始することにより時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行うとともに、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないよう、納税資力があるにもかかわらず納税意思が希薄であると認められる滞納者については、地方税法等の関係法令に基づき厳正な滞納処分を執行し税収確保に努めている。</p> <p>特に、滞納繰越者に対しては、年度当初に徹底した財産調査を行った上で徴収方針を決定し、年度内完結を目指している。</p> <p>一方で、生活困窮など真に納税が困難である者については、地方税法に定める徴収緩和措置等を用いながら滞納額の圧縮を図るとともに、必要に応じて生活保護の窓口を案内するなど、関係部署との連携にも努めている。</p> <p>なお、預金の差押等にあたっては、滞納整理事務手続マニュアル(平成21年4月税務課作成)の取扱いに基づき適正な執行に努めている。</p> <p>② 地方税滞納整理機構(県と市町村が相互に他団体の徴税吏員となり共同徴収を行う任意団体)等の活動や定期的な意見交換会を通じて、市町村及び鳥取中部ふるさと広域連合等の関係団体と緊密な連携の下、滞納者の情報共有や滞納整理を効率的に進めている。</p> <p>③ 適正・公平な課税を確保するために、各種調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="263 1400 1420 2016"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査件数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税・事業税調査</td> <td>97</td> <td>法人税賦課決定資料(決議書)閲覧調査</td> </tr> <tr> <td>法人登記事項調査</td> <td>326</td> <td>法人登記事項(新規・変更等)資料収集調査</td> </tr> <tr> <td>不申告法人・休廃業法人調査</td> <td>23</td> <td>不申告法人・休廃業法人実態調査</td> </tr> <tr> <td>自主決定法人調査</td> <td>8</td> <td>医療法人の所得金額計算書等書面調査</td> </tr> <tr> <td>個人事業税調査</td> <td>1,020</td> <td>個人事業税賦課資料(決算書等)税務署収集調査</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税家屋評価調査</td> <td>132</td> <td>非木造家屋の新築家屋等現地調査</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税登記事項調査</td> <td>7,665</td> <td>所有権移転等登記事項資料収集調査</td> </tr> <tr> <td>免税軽油使用者調査</td> <td>21</td> <td>未登録機械の有無、免税証等管理状況等現地調査</td> </tr> <tr> <td>産廃税特別徴収義務者調査</td> <td>8</td> <td>処分場への搬入数量(申告納入)等実額調査</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>全国及び中国四国一斉路上抜取調査等(軽油引取税)課税免除調査(法人事業税)、不動産貸付業現地調査(個人事業税)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,304</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	調査件数	内容	法人県民税・事業税調査	97	法人税賦課決定資料(決議書)閲覧調査	法人登記事項調査	326	法人登記事項(新規・変更等)資料収集調査	不申告法人・休廃業法人調査	23	不申告法人・休廃業法人実態調査	自主決定法人調査	8	医療法人の所得金額計算書等書面調査	個人事業税調査	1,020	個人事業税賦課資料(決算書等)税務署収集調査	不動産取得税家屋評価調査	132	非木造家屋の新築家屋等現地調査	不動産取得税登記事項調査	7,665	所有権移転等登記事項資料収集調査	免税軽油使用者調査	21	未登録機械の有無、免税証等管理状況等現地調査	産廃税特別徴収義務者調査	8	処分場への搬入数量(申告納入)等実額調査	その他	4	全国及び中国四国一斉路上抜取調査等(軽油引取税)課税免除調査(法人事業税)、不動産貸付業現地調査(個人事業税)	計	9,304	
区分	調査件数	内容																																						
法人県民税・事業税調査	97	法人税賦課決定資料(決議書)閲覧調査																																						
法人登記事項調査	326	法人登記事項(新規・変更等)資料収集調査																																						
不申告法人・休廃業法人調査	23	不申告法人・休廃業法人実態調査																																						
自主決定法人調査	8	医療法人の所得金額計算書等書面調査																																						
個人事業税調査	1,020	個人事業税賦課資料(決算書等)税務署収集調査																																						
不動産取得税家屋評価調査	132	非木造家屋の新築家屋等現地調査																																						
不動産取得税登記事項調査	7,665	所有権移転等登記事項資料収集調査																																						
免税軽油使用者調査	21	未登録機械の有無、免税証等管理状況等現地調査																																						
産廃税特別徴収義務者調査	8	処分場への搬入数量(申告納入)等実額調査																																						
その他	4	全国及び中国四国一斉路上抜取調査等(軽油引取税)課税免除調査(法人事業税)、不動産貸付業現地調査(個人事業税)																																						
計	9,304																																							

イ 平成31年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 平成29年度から分納を希望する滞納者には、分納誓約書を提出させる前に収入支出の現状を通帳などの資料により確認し、分納の可否については厳格な審査に基づいて判断することを、全ての滞納者に対して継続して実施している。

これにより分納が特例的な扱いであることを認識させるとともに、誓約どおりに納付計画を履行する必要があること、本来税金は期限内納付すべきものであることについての意識の醸成に努めた。

ウ 成果及び効果

- 取り組みによる自動車税の督促状等の発付件数の圧縮
 督促状の発付件数 H30→H31 2,659件→2,762件 (103)
 差押予告の発付件数 H30→H31 1,157件→1,004件 (▲153)
- 自動車税の納期内納付の状況(台数、金額、納期内納付率)
 平成31年度 30,275台 1,055,298千円 85.14%
 平成30年度 30,684台 1,065,105千円 87.88%
- 差押えの執行状況(件数、税額)
 平成31年度 152件 19,299,877円 平成30年度 152件 7,232,428円
- 各種調査を通じ、個人事業税、法人県民税等の賦課決定及び登録情報管理、不動産取得税の家屋評価・賦課決定を行うとともに、不申告法人等の解消(28件)や医療法人の申告納付額更正決定(3件)・指導(1件)、未登録機械による免税軽油不適切使用による申告納付憑(5件)・文書指導(1件)、産業廃棄物処分場税の申告納入額更正決定(3件)を行い、適正・公平な課税に結びつけた。

平成31年度調定額及び収入済額概要(令和2年5月31日現在 単位:百万円、%)

税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率	
				今年度	前年度
個人県民税	2,532	99.3	2,504	98.9	98.8
自動車税	1,161	99.3	1,159	99.9	99.8
法人二税	1,066	103.3	1,061	99.5	99.5
不動産取得税	101	60.1	99	97.4	99.2
その他 個人事業税 産廃税 鉦区税	86	88.3	86	99.7	99.9
合計	4,946	98.6	4,909	99.3	99.2

エ 課 題

- 中部県税事務所において、未納額全体に対する個人県民税の占める割合(H30決算で77.2%、H31決算で73.6%)は、調定額全体に占める割合(同50.8%、51.2%)よりも明らかに高い状態となっている。さらなる個人県民税の徴収率向上のためにも、各市町や鳥取中部ふるさと広域連合(中部の市町で構成する広域連合で、市町税の滞納繰越分の徴収を行う組織)との連携を深め、協力して滞納整理を進めていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産等に相当の損失を受けたり、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等に対して、個別具体的な実情を十分に把握した上で、徴収猶予等の適用を検討し、迅速、柔軟かつ適切に対応していくことが必要である。
- 不申告法人等の実態把握や申告憑、医療法人や産業廃棄物処分場税特別徴収義務者等の間違った申告及び不適切な免税軽油の使用等を抑止し、効果的に是正していくためにも反復・継続による効率的な税務調査を実施することが必要。

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳																																								
		国庫支出金	その他	一般財源																																						
県と市町村の連携（家屋評価の共同実施）	—																																									
鳥取元気プロジェクト	—																																									
元気づくり総合戦略	—																																									
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>家屋評価業務は、県で非木造家屋、市町で木造家屋の評価業務を行っているが、専任職員の確保の困難性や、団体間の評価の均衡といった課題に加え、近年特に訴訟に発展することも多く、人材育成はもちろんのこと、専門性や説明責任が求められている状況。</p> <p>これらの課題に対応するため、市町が行っている家屋評価業務（主に現地調査）を可能な範囲で共同実施することにより、効率的な人材育成と専門性の習得、団体間の評価の均衡化に繋げていく。</p> <p>また、非木造・木造家屋の評価業務に対する理解を深めることで、県の不動産取得税や市町の固定資産税に係る困難事案等への説明責任への効果も期待できる。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>計画棟数 32棟（木造25棟、非木造7棟）に対して18棟（木造13棟、非木造5棟）を共同で実施（2団体1組、対象家屋所在市町を主査）。</p> <table border="1" data-bbox="256 1093 1394 1308"> <tr> <td>平成31年4月</td> <td>事務局設置（中部県税事務所内）</td> </tr> <tr> <td>今年1年6月～12月</td> <td>各市町の家屋評価体制及び共同実施希望件数照会 協定締結、併任発令、共同実施計画作成、共同実施検討会議 共同評価実施</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月</td> <td>中部地区家屋評価共同実施検討会議（共同実施の振り返り）、 市町税務担当課長会議（次年度の継続実施等の意向確認）</td> </tr> </table> <p>(内訳)</p> <table border="1" data-bbox="331 1339 1310 1637"> <thead> <tr> <th>主査</th> <th>計画</th> <th>実施</th> <th>副査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉吉市</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>三朝、湯梨浜、琴浦</td> </tr> <tr> <td>三朝町</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>県税</td> </tr> <tr> <td>湯梨浜町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>倉吉、三朝、琴浦、北栄</td> </tr> <tr> <td>琴浦町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>三朝、湯梨浜、北栄、県税</td> </tr> <tr> <td>北栄町</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>倉吉</td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>倉吉</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32</td> <td>18</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査日程の調整やスケジュール管理、評価資料の共有や評価方法等の疑問点等は、相互に負担のないよう、L G W A Nの行政イントラシステム上で行えるよう環境を整備した。 <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町からは、他市町の調査や評価方法の違いを相互に確認できたことや、評価計算から最終チェックまでを一緒に行い、評価内容を精査することで非常に勉強になった、評価内容の検討や擦り合わせを行う良い機会となった等の意見をいただいた。 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 非木造家屋の評価計算の時間が取れなかったことから、非木造家屋の評価マニュアルや計算ソフトを使うなどして、次年度に簡易な非木造家屋（サンルームや車庫）の評価研修を実施。 					平成31年4月	事務局設置（中部県税事務所内）	今年1年6月～12月	各市町の家屋評価体制及び共同実施希望件数照会 協定締結、併任発令、共同実施計画作成、共同実施検討会議 共同評価実施	令和2年1月	中部地区家屋評価共同実施検討会議（共同実施の振り返り）、 市町税務担当課長会議（次年度の継続実施等の意向確認）	主査	計画	実施	副査	倉吉市	5	3	三朝、湯梨浜、琴浦	三朝町	5	1	県税	湯梨浜町	5	4	倉吉、三朝、琴浦、北栄	琴浦町	5	4	三朝、湯梨浜、北栄、県税	北栄町	5	1	倉吉	県税	7	5	倉吉	計	32	18	
平成31年4月	事務局設置（中部県税事務所内）																																									
今年1年6月～12月	各市町の家屋評価体制及び共同実施希望件数照会 協定締結、併任発令、共同実施計画作成、共同実施検討会議 共同評価実施																																									
令和2年1月	中部地区家屋評価共同実施検討会議（共同実施の振り返り）、 市町税務担当課長会議（次年度の継続実施等の意向確認）																																									
主査	計画	実施	副査																																							
倉吉市	5	3	三朝、湯梨浜、琴浦																																							
三朝町	5	1	県税																																							
湯梨浜町	5	4	倉吉、三朝、琴浦、北栄																																							
琴浦町	5	4	三朝、湯梨浜、北栄、県税																																							
北栄町	5	1	倉吉																																							
県税	7	5	倉吉																																							
計	32	18																																								

6 収入証紙取扱額調べ

① 有 ・ 無

7 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(令和2年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
県税	45,767,977	1,294	県税収入(延滞金、加算金を含む)
手数料	1,600	4	納税証明書交付手数料
	310	16	コピー代
合計	45,769,887	1,314	

イ つり銭の状況

(令和2年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		40,000

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況 有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況 該当なし

9 財産の貸付け及び使用許可調べ 該当なし

10 借受不動産詳細調べ 該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

13 備品の処分状況調べ 該当なし

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

15 収入未済額調べ

(1) 県税未収金 (令和2年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越				当該年度						翌年度繰越		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後 調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
21 以前	不動産取得税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)					(0)	(0)	※徴収猶予(生前贈与) 611,230円(22件)
	自動車税	916,210	35	304,980	13	611,230	22					611,230	22	
	計	965,410	38	304,980	13	660,430	25	0	0	49,200	3	611,230	22	
23	不動産取得税	(103,579)	(2)			(103,579)	(2)			(103,579)	(2)	(0)	(0)	
	自動車税	103,579	2			103,579	2			103,579	2	0	0	
	計	191,465	5	0	0	191,465	5	34,286	1	141,479	3	15,700	1	
24	自動車税	99,100	3			99,100	3			69,500	2	29,600	1	
	計	99,100	3			99,100	3			69,500	2	29,600	1	
25	自動車税	37,100	2			37,100	2			37,100	2	0	0	
	計	37,100	2			37,100	2			37,100	2	0	0	
26	不動産取得税	(29,400)	(2)	(5,400)	(1)	(24,000)	(1)	(24,000)	(1)			(0)	(0)	
	自動車税	29,400	2	5,400	1	24,000	1	24,000	1			0	0	
	計	114,900	4	5,400	1	109,500	3	24,000	1	85,500	2	0	0	
27	自動車税	157,700	3			157,700	3	87,900	1	69,800	2	0	0	
	計	157,700	3	0	0	157,700	3	87,900	1	69,800	2	0	0	
28	不動産取得税	(40,100)	(2)			(40,100)	(2)					(40,100)	(2)	
	自動車税	73,400	6	33,300	4	40,100	2					40,100	2	
	計	231,077	10	33,300	4	197,777	6	82,877	2			114,900	4	
29	法人県民税	438,200	4			438,200	4	1,300				436,900	4	
	法人事業税	4,550,000	4			4,550,000	4					4,550,000	4	
	不動産取得税	(5,500)	(1)	(5,500)	(1)							(0)	(0)	
	自動車税	5,500	1	5,500	1							0	0	
	個人事業税	126,120	5			126,120	5	42,900	2			83,220	3	
	計	5,263,420	17	11,000	2	5,252,420	15	44,200	2			5,208,220	13	
30	法人県民税	186,700	7			186,700	7	75,500	2			111,200	5	
	法人事業税	154,300	4	46,600	2	107,700	2					107,700	2	
	不動産取得税	(25,200)	(2)			(25,200)	(2)	(25,200)	(2)			(0)	(0)	※徴収猶予(公社) 9,900円(1件)
	自動車税	35,100	3			35,100	3					9,900	1	
	計	1,020,100	30	46,600	2	973,500	28	611,800	16	0	0	336,500	10	
個人県民税		27,520,564		199,668		27,320,896		14,110,405		1,503,428		11,707,063		
合計	個人県民税	27,520,564		199,668		27,320,896		14,110,405		1,503,428		11,707,063		
	法人県民税	624,900	11			624,900	11	76,800	2			548,100	9	
	法人事業税	4,704,300	8	46,600	2	4,657,700	6	0	0			4,657,700	6	
	不動産取得税	(203,779)	(9)	(10,900)	(2)	(192,879)	(7)	(49,200)	(3)	(103,579)	(2)	(40,100)	(2)	※徴収猶予 621,130円(23件)
	自動車税	1,163,189	49	349,180	19	814,009	30	49,200	3	103,579	2	661,230	25	
	個人事業税	1,444,283	41			1,444,283	41	784,263	20	349,000	12	311,020	9	
計	35,595,336	111	595,448	21	34,999,888	90	15,020,668	25	1,956,007	14	18,023,213	51		
29	地方法人特別税	1,989,600	4			1,989,600	4					1,989,600	4	
30	地方法人特別税	0	0	-46,600	-2	46,600	2					46,600	2	
地方法人特別税計		1,989,600	4	-46,600	-2	2,036,200	6					2,036,200	6	

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

②現年度分

(令和2年5月31日現在)

税目	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	差引		備考
							未収額	件数	
個人県民税	2,503,885,115		2,489,966,291		76,658		13,842,166		
法人県民税	174,407,700	2,593	174,178,000	2,583	0	0	229,700	10	
法人事業税	886,587,200	1,355	886,530,800	1,354	0	0	56,400	1	
個人事業税	76,280,300	1,186	76,172,000	1,184	0	0	108,300	2	
不動産取得税	(100,487,900) 100,570,000	(1,010) 1,014	(98,678,497) 98,678,497	(1,001) 1,001	(0) 0	(0) 0	(1,809,403) 1,891,503	(9) 13	※徴収猶予 (生前贈与等) 82,100円(4件)
自動車税	1,159,048,200	34,205	1,158,357,500	34,189	22,700	1	668,000	15	
鉱区税	734,000	21	734,000	21	0	0	0	0	
狩猟税	312,800	56	312,800	56	0	0	0	0	
産業廃棄物 処分場税	8,819,328	28	8,819,328	28	0	0	0	0	
合計	(4,910,562,543) 4,910,644,643	(40,454) 40,458	(4,893,749,216) 4,893,749,216	(40,416) 40,416	(99,358) 99,358	(1) 1	(16,713,969) 16,796,069	(37) 41	
地方法人特別税	369,616,700	1,342	369,592,400	1,341	0	0	24,300	1	

・上段()は、徴収猶予分を除いた金額、件数

(2) - 1 税外収入未済額(県税関係) (令和2年5月31日現在)

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	18		円		円	1	337,746	1	337,746	
	26			1	42,598			1	42,598	
	29			1	2,653			1	2,653	
	30			1	9,084	4	1,874,124	5	1,883,208	
法人事業税計				3	54,335	5	2,211,870	8	2,266,205	
地方法人特別税	26			1	34,502			1	34,502	
	29			1	2,147			1	2,147	
	30			1	3,916	4	809,576	5	813,492	
地方法人特別税計				3	40,565	4	809,576	7	850,141	
合計		0	0	6	94,900	9	3,021,446	15	3,116,346	

② 現年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税			円		円		円		円	0
地方法人特別税										0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) - 2 税外収入未済額(県税関係以外) (令和2年5月31日現在)

該当なし

16 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取組の状況	取組効果
<p>総括</p> <p>① 納税意思と納税資力の早期把握と早期に文書催告を効率的な方法で行うことによって、的確で迅速な事務の進捗を図り、大口・緊急等の徴収困難事案の処理により多くの時間・人材を集中投入できるよう努めた。</p> <p>また、個人情報の漏洩が県民の税務行政に対する信頼を失わせ、徴収確保に大きな支障となることから、個人情報保護強調月間を設け信頼確保に努めた。</p> <p>(自動車税における取り組み)</p> <p>ア 差押予告状を発付した滞納者について、市町での職業調査を従来よりも前倒しで実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産の把握に努めた。</p> <p>イ 平成28年度からは、滞納者本人への「給与照会予告」の送付を省略し、直ちに勤務先へ「給与照会」を行い、事務の効率化を図っている。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」を見直し、不要な催告を省略して効率的な滞納整理を図るとともに、滞納者の実情に応じた催告文書（債権調査や家宅搜索予告等）を適時送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した。</p> <p>③ 大口滞納者等の徴収困難事案については、個別に進捗状況を把握した上でヒアリングにより徴収方針を練り直す等、所内・課内協議を適宜行いながら的確な徴収確保策を講じた。</p> <p>④ 平成29年度から分納を希望する滞納者には、分納誓約書を提出させる前に収入支出の現状を通帳などの資料により確認し、分納の可否については厳格な審査に基づいて判断するとことを、全ての滞納者に対して継続して実施している。これにより分納が特例的な扱いであることを認識させるとともに、誓約どおりに納付計画を履行する必要があること、本来は税金は期限内納付すべきものであることについての意識の醸成に努めた。</p> <p>⑤ 倒産等の突発的な緊急事案発生時には担当を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。</p> <p>⑥ 財産がない等、滞納処分をすることができない事案について、積極的に滞納処分の執行停止を行い、滞納税額の圧縮を図る。</p>	<p>○徴収率 99.3% (前年度99.2%)</p> <p>○督促状発付件数（自動車税） H30：2,659件 H31：2,762件(対前年103件、3.9%)</p> <p>○差押予告発付件数（自動車税・7月） H30：1,157件 H31：1,004件(対前年▲153件、▲13.2%)</p>

取組の状況	取組効果
<p>【月間目標設定による取り組み】</p> <p>⑦ 自動車税納期内納税キャンペーン（5月） ポスターを配布し、掲示を関係機関に依頼する等の広報活動を行い、納期内納税を勧奨した。</p> <p>⑧ 個人情報保護強調月間（5月） 個人情報の漏洩は県民の税務行政に対する信頼を失わせ、税収確保に大きな支障となることから、5月を個人情報保護強調月間として漏洩防止に取り組んだ。以降も年間を通じて個人情報の漏洩防止に取り組み、信頼確保に努めている。</p> <p>⑨ 自主納税促進強調期間（11月） 納税の慫慂を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。</p>	

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の 作成の有無	取組み状況	取組み効果
延滞金・加算金	有 (H29.3.22付 税務課長通知 「税外未収金 (加算金・延 滞金・滞納処 分費)の確保 対策につい て」)	<p>① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。</p> <p>② 分割納付を認める場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。</p> <p>③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を送付(年2回)し、納付を強く促した。</p>	<p>○ 延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。</p> <p>○ 催告状の発送等により納税意識が向上した。</p>

17 不納欠損処分調べ

<県税>

(令和2年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は〕 目、節	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H23	不動産取得税	①	H23.5.2	H29.3.29	R2.3.31	円 76,600	「停止後3年経過」 執行停止日：H29.3.28 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
H23	不動産取得税	①	H23.5.2	H29.3.29	R2.3.31	26,979	「停止後3年経過」 執行停止日：H29.3.28 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
不動産取得税 計		2 件				103,579	
H21	自動車税	②	H21.6.1	H28.3.31	H31.4.2	43,400	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
H23	自動車税	②	H23.5.31	H28.3.31	H31.4.2	37,900	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
H24	自動車税	②	H24.5.31	H28.3.31	H31.4.2	37,900	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
H24	自動車税	②	H24.5.31	H28.3.31	H31.4.2	31,600	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
H25	自動車税	②	H25.5.31	H28.3.31	H31.4.2	12,600	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第2号 停止理由：生活困窮
H21	自動車税	③	H21.6.1	H28.3.31	H31.4.2	2,700	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第3号 停止理由：所在、財産不明
H21	自動車税	③	H21.6.1	H28.3.31	H31.4.2	3,100	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.3.30 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第3号 停止理由：所在、財産不明
H27	自動車税	④	H27.6.1	H28.7.27	R2.3.18	31,600	「停止後3年経過」 執行停止日：H28.7.26 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
H31	自動車税	⑤	R1.5.31	R1.7.1	R2.1.30	22,700	「即時消滅」 消滅理由：相続人相続放棄 滞納処分をすることができる財産がない

H25	自動車税	⑥	H25. 5. 31	H29. 3. 25	R2. 3. 27	24,500	「停止後3年経過」 執行停止日：H29. 3. 24 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
H26	自動車税	⑥	H26. 6. 2	H27. 2. 6	R2. 3. 27	34,500	「時効消滅」 督促状発付日：H26. 6. 20 執行停止日：H29. 3. 24 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
H26	自動車税	⑦	H26. 6. 2	H29. 3. 29	R2. 3. 31	51,000	「停止後3年経過」 執行停止日：H29. 3. 28 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
H27	自動車税	⑦	H27. 6. 1	H29. 3. 29	R2. 3. 31	38,200	「停止後3年経過」 執行停止日：H29. 3. 28 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
自動車税 計		13 件				371,700	
合 計		15 件				475,279	

<税外>

調定年度	科 目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H21	延滞金	⑨	H21. 6. 1	H28. 4. 1	H31. 4. 2	円 10,900	「停止後3年経過」 執行停止日：H28. 3. 31 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分できる財産なし
H23	延滞金	⑩	H23. 8. 1	H25. 4. 20	R2. 3. 27	12,500	「時効消滅」 督促状発付日：H23. 8. 2
H24	延滞金	⑩	H24. 7. 31	H25. 4. 20	R2. 3. 27	4,900	「時効消滅」 督促状発付日：H24. 8. 1
H24	延滞金	⑪	H24. 5. 31	H26. 10. 16	R2. 3. 27	7,000	「時効消滅」 督促状発付日：H24. 6. 20
H23	延滞金	⑫	H23. 5. 31	H26. 5. 14	R2. 3. 27	19,400	「時効消滅」 督促状発付日：H23. 6. 20
H24	延滞金	⑫	H24. 5. 31	H26. 3. 21	R2. 3. 27	3,000	「時効消滅」 督促状発付日：H24. 6. 20
H25	延滞金	⑬	H25. 5. 31	H27. 2. 17	R2. 3. 31	1,400	「時効消滅」 督促状発付日：H25. 6. 20
H25	延滞金	⑭	H25. 5. 31	H27. 3. 25	R2. 3. 31	1,600	「時効消滅」 督促状発付日：H25. 6. 20
合計		8 件				60,700	